

<吉備中央町地域包括支援センターシステム導入業務仕様書>

1. 業務名

吉備中央町地域包括支援センターシステム導入業務

2. 契約期間

本業務の契約期間は、契約締結日から60か月間。

なお、運用開始にあたり契約締結日から令和9年3月31日まではシステムの構築、テスト運用等の準備期間とする。

3. システム提供時間

原則として24時間365日の稼働とする。

ただし、システムメンテナンス等による計画停止は、30日以上前に町へ連絡することを前提に実施することとする。なお、定期的な計画停止は実施しないこととする。

4. 動作環境

職員側環境

端末（パソコン）

OS:Windows10以上

ブラウザ:Microsoft Edge

5. 基本要件

本システムは、LGWAN-ASP及びクラウド方式を前提とすること。

(1) 基本方針

原則として、別添「吉備中央町地域包括支援センターシステム 機能要件仕様書」のとおりとし、発注者の要求に対しては事前協議を設け、できる限りの対応をすること。

(2) データ共有に関する機能

原則として、別添「吉備中央町地域包括支援センターシステム 機能要件仕様書」のとおりとし、発注者の要求に対しては事前協議を設け、できる限りの対応をすること。

(3) 導入対象システム

地域包括支援センターシステム

(4) セキュリティ

原則として、別添「吉備中央町地域包括支援センターシステム 機能要件仕様書」のとおりとし、発注者の要求に対しては事前協議を設け、できる限りの対応をすること。

(5) 保守・研修・サポート体制

①原則として、別添「吉備中央町地域包括支援センターシステム 機能要件仕様書」の

とおりとし、発注者の要求に対しては事前協議を設け、できうる限りの対応をすること。

②受付方法は、電話及び電子メールとする。

③ヘルプデスクの対応は土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く、平日の午前8時30分から午後5時15分までの受付に対応すること。ただし、緊急を要する場合の対応については、本町と協議の上、対応すること。

④機器及びソフトウェアの導入にあたり、操作マニュアル等を作成し納品すること。

⑤保守期間中に操作マニュアルが変更された場合は、最新のマニュアルを納品すること。

⑥仮稼働前に地域包括支援センターの職員に対する操作研修を行うこと。

（6）機能要件

原則として、別添「吉備中央町地域包括支援センターシステム 機能要件仕様書」のとおりとし、発注者の要求に対しては事前協議を設け、できうる限りの対応をすること。

6. 障害対策

（1）冗長化

システム及びネットワークはすべて冗長化し、片方の機器に障害が発生しても、もう片方の機器で縮退運転を継続できる方式とし、サービス停止に至らない対策を講じること。

（2）バックアップ

①定期的にデータの自動バックアップを行う仕組みを用意すること。サーバ障害時にも速やかに復旧できる対策を講じること。

②バックアップデータは最低 1 日前までの状態には復旧できるようにすること。また、直近のバックアップから障害発生時までの受付情報についても、別途一時的に保持することにより、データの消失を最低限にすることができること。

③二重化されたデータベースをさらにもう一つ複製データベースとして設置し、最新のデータベース更新データを常に二重化されたデータベースと複製データベースに反映することにより、二重化されたデータベースに障害が発生した場合は複製データベースから障害発生時点に復旧できること。

7. データセンター

（1）システムを設置するデータセンターは国内のデータセンターであること。

（2）日本データセンター協会が制定する推奨基準項目をクリアした最高レベル（ティア4）のデータセンターに準拠していること。

（3）震度VI相当に耐えうる構造となっていること。

（4）外壁、屋根や防水対策を行い、開口部についても地盤面から嵩上げを行っていること。また、地域危険度や地震、火災、水害といった各種の災害対策を考慮し、優れた立地条件のもとで運用されていること。

（5）建築基準法に適合した耐火建築物であり、外壁の窓等の開口部についても防火措置を講じていること。ハロン消火設備、自動火災報知設備、延焼防止対策（排煙設備

防火区画整備)、高感度煙感知システムを設置し、館内の諸設備の集中監視を実施していること。

- (6) 電力会社から特別高圧受電により安定供給された受電設備を有すること。
- (7) 72時間相当の燃料をデータセンター内で蓄積し、長時間運転が可能な設備であること。
- (8) 通信ケーブル専用の地下トンネルなど、インフラダウンを回避する設備を有すること。

8. 現行システムからのデータ移行

- (1) 現在、発注者が利用しているシステム(株式会社四国インフォテック製 介護の森)に蓄積されたデータを業務遂行に支障が出ないように移行し、本稼働開始時に必要なデータセットを完了させること。
- (2) データの移行方法、時期については本町と十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、発注者の承認を得ること。
- (3) テストデータによる移行検証を行うこと。
- (4) 移行結果の検証を行い、不備があれば修正すること。
- (5) 移行対象データはCSV形式で抽出される。

9. 納期及びスケジュール

- (1) システム環境構築、データ移行、テスト、研修等を経て、本稼働は令和9年4月1日とする。ただし、新システムへの移行をスムーズに行うことを目的として、本稼働開始の概ね3か月前から現行システムとの並行稼働期間を設けるものとする。
- (2) 本稼働の検証・修正に係る完了予定日は、令和9年3月31日とする。
- (3) 本業務契約締結後は、機器及びソフトウェアの導入、カスタマイズ、データ移行、ネットワーク構築、運用テスト、操作研修等の全工程の日程を記載した業務実施計画書を速やかに発注者へ提出すること。
- (4) これらの具体的なスケジュールは、町と受注者との協議の上、決定する。

10. 成果物

- (1) 業務実施計画書
- (2) システム操作マニュアル
- (3) システム設定書(データ仕様、パラメータ設定一覧等)
- (4) システム稼働テスト仕様書及び結果報告書
- (5) データ移行方針書及びデータ移行設計書
- (6) 作業完了届

11. 留意事項

- (1) 本業務の進め方に係る協議や進行管理・成果等について、常に発注者と連携を図り、情報共有を行いながら、適切な業務が遂行されるよう、必要に応じて随時打ち合わせを行うこと。

- (2) 業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は業務の範囲を超えて利用してはならない。
- (3) 業務遂行にあたり、個人情報の取扱については、吉備中央町個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則ならびにその他関係法令を遵守し、適正な個人情報の取扱を行うこと。
- (4) 本業務にあたって作成した資料及び成果物の著作権は、発注者に帰属するものとする。ただし、成果物のうち、従前より受注者又はその仕入れ先が著作権を有するものについては、著作権は留保されるが、その翻訳等により発生した二次的著作物の著作権は発注者に譲渡されるものとする。
- (5) ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、指示に従うものとする。
- (6) 本仕様書に変更の必要性が生じた場合には、受注者はその影響範囲及び対応に必要な工数等を識別し発注者と協議のうえ、対応方針を確定すること。また、契約締結後、新たな事項が発生した場合、見積金額の範囲内で誠意をもって対応すること。